

## 第34回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和2年4月20日(月) 13時25分  
第34回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和2年4月20日(月) 13時24分

3. 閉 会 令和2年4月20日(月) 14時10分

4. 出席委員

1番 小池	2番 波多野	3番 石川	4番 馬場	5番 菊池
6番 田中	7番 寺田	8番 泉	9番 青柳	10番 尾崎
11番 小笠原	12番 岩井	13番 佐藤	14番 山口	15番 菱川
16番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 1番一小池 3番一石川 6番一田中 8番一泉

6. 議事録署名委員 4番一馬場 5番一菊池

7. 付議議件  
議案第128号 農地法第18条の規定による合意解約通知について  
議案第129号 農地法3条の規定による許可申請について  
議案第130号 斜里町農用地利用計画案の承認について  
議案第131号 土地の現況地目証明願いについて

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉  
事務局 笠井 孝弘  
 神矢 拓郎  
 羽田野 由美子

## 9. 会議の概要

事務局	<p>第 34 回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員は 1 番一小池委員、3 番一石川委員、6 番一田中委員、8 番一泉委員となっております。</p> <p>出席委員は 16 名中 12 名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立しております。</p> <p>議長よろしくお願いします。</p>
議長	<p>それでは第 34 回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>日程 1、議事録署名委員に、4 番一馬場委員、5 番一菊池委員を委嘱します。</p> <p>日程 2、議案第 128 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について説明お願いします。</p>
事務局	<p>議案第 128 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について 下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。</p> <p>番号 1、関係の土地については、字日の出 6 筆、地目畠、合計面積は 175,695 m<sup>2</sup>、利用権の種類は 3 条の賃貸借、契約期間は平成 1 年 11 月 29 日から平成 11 年 11 月 28 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 3 月 24 日となっております。</p> <p>番号 2、関係の土地については、字美咲 2 筆、地目畠、合計面積は 13,636 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成 27 年 1 月 27 日から令和 6 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 4 月 6 日となっております。</p> <p>番号 3、関係の土地については、字以久科北 5 筆、地目畠、合計面積は 106,628 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成 24 年 11 月 26 日から令和 3 年 3 月 31 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 3 月 31 日となっております。</p> <p>番号 4、関係の土地については、字峰浜 2 筆、地目畠、合計面積は 23,320 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成 25 年 12 月 20 日から令和 5 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 3 月 31 日となっております。</p> <p>番号 5、関係の土地については、字朱円東他 6 筆、地目畠、合計面積は 64,271 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 1 年 12 月 25 日から令和 6 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 3 月 31 日となっております。</p> <p>番号 6、関係の土地については、字峰浜 1 筆、地目畠、面積は 20,595 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成 25 年 12 月 20 日から令和 5 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 3 月 31 日となっております。</p>

番号 7、関係の土地については、字朱円他 2 筆、地目畠、合計面積は 64,838 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成 29 年 12 月 22 日から令和 10 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 4 月 10 日となっております。

番号 8、関係の土地については、字越川 2 筆、地目畠、合計面積は 73,456 m<sup>2</sup>、利用権の種類は 3 条の賃貸借、契約期間は平成 29 年 12 月 22 日から令和 10 年 12 月 21 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 4 月 10 日となっております。

番号 9、関係の土地については、字富士 2 筆、地目畠、合計面積は 15,683 m<sup>2</sup>、利用権の種類は 3 条の使用貸借、契約期間は昭和 61 年 3 月 26 日から平成 8 年 3 月 25 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 4 月 13 日となっております。

番号 10、関係の土地については、字美咲 4 筆、地目畠、合計面積は 40,737 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成 26 年 12 月 22 日から令和 6 年 12 月 25 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 4 月 13 日となっております。

番号 11、関係の土地については、字美咲 3 筆、地目畠、合計面積は 47,653 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成 29 年 1 月 30 日から令和 9 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 4 月 13 日となっております。

別紙の合意解約書の写しの確認もお願いします。以上です。

議長 合意解約通知について確認決定してよろしいですか。

全員 よろしいです。

それでは決定とします。

議長 日程 3、議案第 129 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明お願いします。

事務局 議案第 129 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請について審議を求める。

区分 1、関係の土地については字以久科北 5 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 106,628 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため貸し付ける。借人が経営規模拡大のため借り受けるとなっています。

労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 2、関係の土地については字峰浜 2 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 23,320 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため貸し付ける。借人が経営規模拡大のため借り受けるとなっています。

	<p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 3、関係の土地については字峰浜他 6 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 64,271 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため貸し付ける。借人が経営規模拡大のため借り受けるとなっています。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 4、関係の土地については字峰浜 1 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 20,595 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が所有地を自作しないため貸し付ける。借人が経営規模拡大のため借り受けるとなっています。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 5、関係の土地については字越川 2 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 73,456 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が離農しているので貸し付ける。借人が経営規模拡大のため借り受けるとなっています。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 6、関係の土地については字富士 2 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 15,683 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が離農しているので貸し付ける。借人が経営規模拡大のため借り受けるとなっています。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 7、関係の土地については字美咲 4 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 40,737 m<sup>2</sup>、申請の理由は譲渡人が離農しているので譲渡したい。譲受人が経営規模拡大のため譲受するとなっています。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 8、関係の土地については字美咲 3 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 47,653 m<sup>2</sup>、申請の理由は譲渡人が離農しているので譲渡したい。譲受人が経営規模拡大のため譲受するとなっています。</p> <p>労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>位置図については 1 から 4 番、6 から 8 番は 5 頁、5 番は経営移譲のため省略となっています。</p> <p>現地調査については 1、5、6 番が 4 月 17 日(金)寺田委員、石川委員、波多野委員、2 から 4 番は 4 月 17 日(金)泉委員、青柳委員、菱川委員、7、8 番は 4 月 17 日(金)馬場委員、山口委員、岩井委員で行っています。</p> <p>別紙の農地法第 3 条調査書のとおり農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。</p> <p>区分 1、5、6 の現地確認員、寺田委員何かありますか。</p>
議長 寺田委員	特に問題ありませんでした。
議長	問題ないということで、区分 1、5、6 について決定してよろしいですか。 異議なし。

全員	異議なし。
議長	<p>区分 1、5、6 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>区分 2 から 4 について現地確認員、青柳委員何かありますか。</p>
青柳委員	問題ありませんでした。
議長	特に問題ないということで、区分 2 から 4 について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>区分 2 から 4 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>区分 7、8 の現地確認員、馬場委員何かありますか。</p>
馬場委員	問題ありません。
議長	問題ないということで 7、8 について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	<p>区分 7、8 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程 4、議案第 130 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明お願いします。</p>
事務局	<p>議案第 130 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について</p> <p>(1) 利用権の設定関係</p> <p>番号 1、関係の土地については字美咲 2 筆、地目畠、合計面積は 13,636 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和 6 年 11 月 30 日まで、借賃は反当たり 10,000 円、支払い方法は毎年 11 月末日までに指定口座に振込となっています。</p> <p>番号 2、関係の土地については字朱円他 2 筆、地目畠、合計面積は 64,838 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和 10 年 11 月 30 日まで、借賃は反当たり 11,000 円、支払い方法は毎年 11 月末日までに指定口座に振込となっています。</p> <p>番号 3、関係の土地については朝日町 4 筆、地目畠、面積は 39,732 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和 4 年 11 月 30 日まで、借賃については反当たり 7,500 円、支払い方法は毎年 11 月末日までに指定口座に振込となっています。</p> <p>番号 4、関係の土地については、字以久科北 2 筆、地目畠、合計面積は 23,882 m<sup>2</sup>、</p>

	<p>利用権の種類は賃貸借、期間は令和2年4月20日から令和12年2月25日まで、借賃については反当り6,187円、支払い方法は毎年12月10日までに指定口座に振込となっています。</p> <p>番号5、関係の土地については、字豊倉2筆、地目畑、合計面積は49,910m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、期間は令和2年4月20日から令和7年2月25日まで、借賃については反当り5,120円、支払い方法は毎年12月10日までに指定口座に振込となっています。</p> <p>番号6、関係の土地については、字朱円他35筆、地目畑、合計面積は460,423m<sup>2</sup>、利用権の種類は使用貸借、期間は公告日から令和12年11月30日までとなっています。</p> <p>番号7、関係の土地については、字越川4筆、地目畑、合計面積は34,724m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和12年11月30日まで、借賃は記載のとおり、支払い方法は毎年11月末日までに指定口座に振込となっています。</p> <p>位置図については1、2番が経営移譲のため省略、3から5番は7頁、6、7番は継続のため省略となっています。別紙、農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	(1)の利用権の移転関係について、5番の案件が菊池委員の案件となっていますので、5番以外の1から4番、6、7番について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。 5番の案件について、菊池委員退席をお願いします。 (菊池委員退席) 5番の案件について決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農業経営基盤強化促進法18条3項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。 (菊池委員着席) 日程5、議案第131号土地の現況地目証明願いについて説明お願いします。
事務局	議案第131号土地の現況地目証明願いについて 次の申請について審議を求める。 番号1、関係の土地については字朱円1筆、公簿、現況地目は記載のとおり、面積は1,003m <sup>2</sup> 、証明を必要とする理由については、地目変更登記申請のためとなっています。

	す。現地確認については 4 月 17 日(金)青柳委員、泉委員、菱川委員で行っています。位置図については同頁に記載のとおりとなっています。以上です。
議長	現地確認員、青柳委員何かありますか。
青柳委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 ここで休憩とし、日程 6 その他、協議・報告事項をお願いします。 (一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何かありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第 34 回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和 2 年 4 月 20 日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員 馬場 武夫

議事録署名委員 菊池 久雄

